

# 青森県報

号外第四十一号

令和四年  
四月一日  
(金曜日)

## 訓 令

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
労 働 委 員 会 事 務 局

青森県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県労働委員会事務局処務規程(平成十五年三月青森県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条の見出しを「(事務局の分掌事務)」に改め、同条中「審査調整課」を「事務局」に改め、同条を第二条とする。

第四条第一項中「課に課長を」を削り、同条第二項中「局付を、課に」を削り、「総括主幹、主幹、主査及びその他の職員」を「総括主幹、総括主幹専門員、主幹、主幹専門員、主査、主任専門員、その他の職員及び局付」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 次長は、局長の命を受け、事務局の事務を整理し、部下の職員を指揮監督する。第四条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項中「課の分掌事務」を「事務局の分掌事務」に改め、同項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 総括主幹専門員は、上司の命を受け、事務局の分掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた重要な企画、調査及び立案に当たる。

第四条第九項中「課の分掌事務」を「事務局の分掌事務」に改め、同条中第十二項を第十四項とし、第十一項を第十三項とし、第十項を第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

## 目 次

### 訓 令

○青森県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令(労働委員会事務局) …… 一

### 人事委員会

○人事委員会規則二一〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則(事務局) …… 二

○人事委員会規則二二二八(人事委員会事務局処務規則)の一部を改正する規則(同) …… 二

○人事委員会規則二二三二(人事委員会事務局専決代決規則)の一部を改正する規則(同) …… 三

○人事委員会規則六一一八(公益的法人等への職員の派遣等)等の一部を改正する規則(同) …… 四

○労働基準法別表第一の号別区分の一部改正(同) …… 四

### 監査委員

○青森県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程(事務局) …… 四

○青森県監査委員事務局専決代決規程(同) …… 六

### 労働委員会

○青森県労働委員会の庶務に関する規則の一部を改正する規則(事務局) …… 七

12 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。

第四条第九項の次に次の一項を加える。

10 主幹専門員は、上司の命を受け、事務局の分掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

第四条を第三条とする。

第五条第一項第二号及び第三号中「、次長、課長、総括副参事及び副参事」を「及び次長」に改め、同条第二項中「課長」を「次長」に改め、同条を第四条とする。

第六条の見出しを「(次長の専決事項)」に改め、同条中「課長」を「次長」に改め、同条第一項第一号及び第二号中「総括主幹」を「総括副参事」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「次長が、局長及び次長が共に不在のときは課長」を「、次長」に改め、同条第二項中「課長」を「次長」に改め、同条を第六条とする。

第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則二一〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則二一〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則

人事委員会規則二一〇(人事委員会事務局の組織)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(組織)

第二条 事務局に次のグループを置く。

総務・任用グループ

給与・審査グループ

第三条第一項中「職員課」を「事務局」に改める。

第四条第一項中「課長」を「次長」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 次長は、事務局長を補佐し、事務局の局務を整理する。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会規則二二八(人事委員会事務局処務規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則二二八(人事委員会事務局処務規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則二二八(人事委員会事務局処務規則)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を削り、同条第三項中「第一項第五号及び」を削り、同条第四項中「職員課長」を「総務・任用グループマネージャー」に改める。

別表第一、別表第三、第一号様式及び第七号様式を次のように改める。

別表一

一 ひな形

|                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| 青森県人事委員会委員長職務代理者印 | 青 森 県<br>人 事 委<br>員 会 印       |
| 青森県人事委員会事務局長印     | 青 森 県 人<br>事 委 員 会<br>委 員 長 印 |

別表三

|               |
|---------------|
| 文 書 記 号       |
| 青 人 委 (年 次)   |
| 青 人 委 親 (年 次) |

第1号様式



二 寸法

| 公 印 の 種 類 | 寸 法<br>(ミリメートル平方) |
|-----------|-------------------|
| 委 員 会 印   | 31                |
| 委 員 長 印   | 24                |
| 委員長職務代理者印 | 24                |
| 事 務 局 長 印 | 24                |

第7号様式

表 面



裏 面

第 号

写真欄

氏 名

年 月 日生

上記の者は、青森県人事委員会事務局職員であることを証明する。

年 月 日交付

青森県人事委員会 印

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会規則二二三二（人事委員会事務局専決代決規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則二二三二（人事委員会事務局専決代決規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二二三二（人事委員会事務局専決代決規則）の一部を次のように改正

注 1 用紙の大きさは、縦8.5センチメートル横6センチメートルとする。

注 2 表面には、職員き章に使用する図柄を表し、青色とする。

する。

第三条（見出しを含む。）、「第七条及び第八条（見出しを含む。）中「課長」を「次長」に改める。

別表第一第一号及び第二号中「課長」を「次長」に改め、第九号中「（課長の専決に係るものを除く。）」を削る。

別表第二中「課長専決事項」を「次長専決事項」に改め、同表第十一号を削り、同表第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会規則六一一八（公益的法人等への職員の派遣等）等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則六一一八（公益的法人等への職員の派遣等）等の一部を改正する規則

（人事委員会規則六一一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部改正）

第一条 人事委員会規則六一一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別記様式中

|             |  |  |      |
|-------------|--|--|------|
| 年度末現在派遣中の職員 |  |  |      |
|             |  |  | を削る。 |

（人事委員会規則九一三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部改正）

第二条 人事委員会規則九一三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部を次のように改正する。

別記様式中

年度末現在派遣中の職員

を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会告示四第一号

平成十一年六月九日人事委員会告示十一第二号（労働基準法別表第一の号別区分）の一部を次のように改正する。

令和四年四月一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

別表第三号の項中「地方漁港漁場整備事務所」を「水産事務所」に改め、同表第十二号の項中「各地域県民局環境管理部、」を削る。

監 査 委 員

青森県監査委員告示第二号

青森県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年四月一日

- 青森県監査委員 竹 内 均
- 青森県監査委員 川 嶋 由紀子
- 青森県監査委員 齊 藤 爾
- 青森県監査委員 鳴 海 恵一郎

青森県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県監査委員事務局の組織等に関する規程（令和二年四月青森県監査委員告示第

四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「課を」を「グループを」に、「第一課」を「総務・企画グループ」に、「第二課」を「監査グループ」に改める。

第三条の見出し中「第一課の」を削り、同条中「第一課の分掌事務は」を「総務・企画グループの分掌事務は」に改め、同条第九号から第十六号までを次のように改める。

九 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第七十五条第一項の規定に基づく選挙人の直接請求による監査に関する事

十 法第九十八条第二項の規定に基づく議会の要求による監査に関する事

十一 法第二百二十五条の規定に基づく議会から送付された請願の措置に関する事

十二 法第五十条第五項の規定に基づく内部統制評価報告書の審査に関する事

十三 法第九十八条の三第一項に規定する監査基準に関する事

十四 法第九十九条第二項の規定に基づく監査に関する事

十五 法第九十九条第五項の規定に基づく随時監査に関する事

十六 法第九十九条第六項の規定に基づく知事の要求による監査に関する事

十七 法第二百四十二条第一項の規定に基づく住民の請求による監査に関する事

十八 法第二百四十三条の二第二項又は法第二百四十三条の二の二第三項及び第八項の規定に基づく職員の賠償責任に関する監査及び賠償責任免除についての意見に関する事

十九 法第二百五十二条の三十第一項に規定する外部監査人による監査に関する事

二十 監査グループの分掌に属しない事務に関する事

第三条に次の二項を加える。

一 法第九十九条第四項の規定に基づく定期監査に関する事

二 法第九十九条第七項の規定に基づく県が財政的援助を与えているもの等の監査に関する事

三 法第二百三十三条第二項の規定に基づく決算審査に関する事

四 法第二百三十五条の二第一項の規定に基づく例月出納検査に関する事

五 法第二百三十五条の二第二項の規定に基づく指定金融機関等の公金の収納及び支払事務の監査に関する事

六 法第二百四十一条第五項の規定に基づく基金の運用状況の審査に関する事

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十八号の四第三項に規定する指定金融機関等の検査結果の報告に関する事

八 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二十七条の二第一項の規定に基づく指定金融機関の公金の収納又は支払事務の監査に関する事

九 地方公営企業法第三十条第二項の規定に基づく決算審査に関する事

十 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三十三号)第二十二号の五第三項に規定する出納取扱金融機関等の検査結果の報告に関する事

十一 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第三条第一項の規定に基づく健全化判断比率の審査に関する事

十二 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二十二号第一項の規定に基づく公営企業の資金不足比率の審査に関する事

3 事務局長は、前二項に規定する分掌事務にかかわらず必要があると認めるときは、総務・企画グループの職員を監査グループの事務に、監査グループの職員を総務・企画グループの事務に従事させることができる。

第四条及び第五条を削る。

第六条第一項中「課長」を「次長」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 グループにグループマネージャーを置く。

3 グループに必要な応じサブマネージャーを置く。

第五条 次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。

2 総括副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な事務を掌理する。

3 副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた事務を掌理する。

4 総括主幹は、事務局の所掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

5 主幹は、上司の命を受け、事務局の所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

6 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

- 7 主事その他の職員は、上司の命を受け、その事務に従事する。
  - 8 グループマネージャーは、上司の命を受け、グループの事務を掌理する。
  - 9 サブマネージャーは、上司の命を受け、グループマネージャーの補助的事務に従事し、グループの事務を整理する。
- 第七条を第六条とし、第八条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。
- 第十五条第二項中「第一課長」を「次長」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県監査委員告示第三号

青森県監査委員事務専決代決規程を次のように定める。

令和四年四月一日

|         |           |
|---------|-----------|
| 青森県監査委員 | 竹 内 均     |
| 青森県監査委員 | 川 嶋 由 紀 子 |
| 青森県監査委員 | 齊 藤 爾 爾   |
| 青森県監査委員 | 鳴 海 惠 一 郎 |

青森県監査委員事務専決代決規程

(趣旨)

第一条 この規程は、別に定めるものを除くほか、事務の専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局長の専決事項)

第二条 事務局長は、次に掲げる事務を専決する。

- 一 次長及び総括副参事の旅行命令及び旅行復命の受理に関する事
- 二 次長及び総括副参事の週休日の振替等、休日の代休日の指定並びに休暇及び部分休業の承認等に関する事
- 三 次長及び総括副参事の職務に専念する義務の特例(昭和二十七年三月青森県人事委員会規則十二一)第二条第三号から第五号までに規定する事項に係る承認に関する事

四 事務局職員(次長及び総括副参事を除く。)の職務に専念する義務の特例第二条第一号、第二号及び第六号から第八号までに規定する事項に係る承認に関する事

五 事務局職員(次長及び総括副参事を除く。)に対する営利企業等従事の許可に関する事

六 青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第九十二条の規定による前渡資金取扱者の承認に関する事

七 交際費及び食糧費に係る支出負担行為並びに共済費、旅費及び需用費以外の費目(交際費を除く。)に係る一件の金額が千二百万円以上の支出負担行為(報酬、給料及び職員手当等に係る支出負担行為で知事部局において処理されるものに係るものを除く。)に関する事

八 次長の専決事項に係る処分に対する審査請求の裁決に関する事

九 青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第十一条第一項の規定による行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定(第九条の規定に係るものに限る。)に関する事

十 青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第十六条第一項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(第二十二條の規定に係るものに限る。)に関する事

(次長の専決事項)

第三条 次長は、次に掲げる事務を専決する。

一 事務局職員の事務分担に関する事

二 事務局職員(次長及び総括副参事を除く。)の旅行命令及び旅行復命の受理に関する事

三 事務局職員の時間外勤務(週休日、休日及び休日の代休日に係るものに限る。)、休日勤務及び夜間勤務命令に関する事

四 事務局職員(次長及び総括副参事を除く。)の週休日の振替等、勤務時間の割り振り、時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定並びに休暇及び部分休業の承認等に関する事

五 事務局職員(次長及び総括副参事を除く。)の職務に専念する義務の特例第二条第三号から第五号までに規定する事項に係る承認に関する事

六 定例又は軽易な照会、回答及び調査に関する事

七 職員手当等(退職手当に限る。)、共済費、旅費及び需用費(食糧費を除

く。)に係る支出負担行為並びにその他の費目(交際費を除く。)に係る一件の金額が千二百万円未満の支出負担行為(報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る支出負担行為で知事部局において処理されるものに係るものを除く。)に関すること。

八 入札(見積を含む。)の執行、落札者(契約の相手方を含む。)の決定及びこれに伴う契約書の作成に関すること。

九 支出命令に関すること(総務・企画グループマネージャーの専決に係るものを除く。)

十 収入通知に関すること(総務・企画グループマネージャーの専決に係るものを除く。)

十一 物品の管理(一件の予定価格が千二百万円以上の修繕を除く。)に関すること。

十二 青森県情報公開条例第十一条第一項の規定による行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定(第九条の規定に係るものを除く。)及び第十一条第二項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定に関すること。

十三 青森県個人情報保護条例の施行に関する次のこと。

イ 第十六条第一項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(第二十二条の規定に係るものを除く。)及び第十六条第三項の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定に関すること。

ロ 第二十九条第一項の規定による保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定に関すること。

ハ 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関すること。

(総務・企画グループマネージャーの専決事項)

第四条 総務・企画グループマネージャーは、次に掲げる事務を専決する。

一 事務局職員の時間外勤務命令(週休日、休日及び休日の代休日に係るものを除く。)に関すること。

二 青森県財務規則第三百三十九条の規定による前渡資金の証拠書類の確認及び受理に関すること。

三 振替命令及び返納通知に関すること。

四 物品の出納通知に関すること。

五 誤納金又は過納金の戻出及び誤払金又は過渡金の戻入に関すること。

(専決の類推)

第五条 前三条に規定するもののほか、事案の内容の軽微なものについては、それぞれ専決権限を有する者が類推して専決することができる。

(事務局長の事務の代決)

第六条 事務局長が不在のときは、次長がその事務を代決する。

2 事務局長及び次長がともに不在のときは、当該事務を担当するグループマネージャーがその事務を代決する。

(次長の事務の代決)

第七条 次長が不在のときは、当該事務を担当するグループマネージャーがその事務を代決する。

(総務・企画グループマネージャーの事務の代決)

第八条 総務・企画グループマネージャーが不在のときは、あらかじめ事務局長の承認を得て次長が指定する職員がその事務を代決する。

(代決の制限等)

第九条 重要若しくは異例に属する事項又は上司があらかじめ指示した事項については、前二条の規定にかかわらず、代決することができないものとする。ただし、急務を要するもので上司の承認を得たものについては、この限りでない。

2 代決した事項については、速やかに後問を受けなければならぬ。ただし、輕易なもの又はあらかじめ上司の指示したものについては、この限りでない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 労働委員会

青森県労働委員会の庶務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

青森県労働委員会会長 岩 谷 直 子

青森県労働委員会規則第一号

青森県労働委員会に関する規則の一部を改正する規則

青森県労働委員会の庶務に関する規則（平成十七年五月青森県労働委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。  
 第二条第一項中第八号を削り、同条第三項中「審査調整課長」を「事務局次長」に改める。

別表中

|  |   |
|--|---|
| <p>7 労働委員会事務局長印<br/>       青森県労働委員会事務局<br/>       局長之印<br/>       24ミリメートル四方</p> | <p>8 労働委員会事務局審査調整課長印<br/>       青森県労働委員会審査調整課<br/>       局長之印<br/>       21ミリメートル四方</p> |
|--|---|

を  
に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行者・発行人）  
 青森市長 島一丁目一番一号  
 青 森 県

（印刷所・販売人）  
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
 定価 小口一枚二付十五円